

○弥富市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

平成21年3月31日

改正 平成22年3月31日

平成23年4月7日

平成23年9月30日

平成24年5月31日

平成25年6月4日

平成26年5月8日

平成27年5月13日

平成28年5月10日

平成29年5月11日

平成30年5月8日

令和元年5月9日

(趣旨)

第1条 この要綱は、弥富市（以下「市」という。）が行う私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者及び限度額)

第2条 私立幼稚園の設置者（以下「設置者」という。）が、市に在住し当該幼稚園に在園する幼児（以下「園児」という。）の保護者に対し、入園料及び保育料（以下「保育料等」という。）の減免をする場合において、当該園児が別表第1又は別表第2に該当するときは、市は、その補助限度額範囲内において補助金の交付を行うものとする。

(申請手続等)

第3条 補助金の交付を受けようとする設置者は、次に掲げる書類を6月30日までに市長に提出しなければならない。

(1) 保育料等減免措置に関する調書（第1号様式）

(2) 市在住の園児名簿（第2号様式）

(3) 徴収している保育料等の額を明らかにする書類（園則等）

2 前項に規定する保育料等減免措置に関する調書には、園児の属する世帯の住民税の課税状況を証明する書類を添付するものとする。ただし、生活保護法（昭和

25年法律第144号)による被保護世帯にあつては、福祉事務所長の証明書によって代えることができる。

3 市長は、前項に規定する書類により証明される事実について、市が保有する公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

4 市長は、第1項の書類を審査し、適当と認めた場合は、補助金の内定を9月30日までに行うものとする。

5 補助金の交付を受けようとする設置者は、補助金の内定を受けた後に、補助金交付申請書(第3号様式)に補助金に係る事業計画書(第4号様式)を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金交付決定)

第4条 市長は、前条第5項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金交付決定通知書(第5号様式)により設置者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第5条 補助金の交付決定の通知を受けた設置者は、11月30日までに補助金交付請求書(第6号様式)及び減免措置計画書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第6条 市長は、前条の請求書を受理した後に、補助金を交付するものとし、年度途中の入退園児の補助金は、その在園期間に応じた額を交付するものとする。

(異動の報告)

第7条 設置者は、入退園等園児又は保護者に変更が生じた場合は、直ちに市長に異動報告書を提出しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けようとしたと認められたときは、補助金の全部若しくは一部の交付を取り消し、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

2 設置者は、補助金の交付を受けた後、減免額が市から交付された補助金額を下回ることとなったときは、速やかに返戻調書を市長に提出するとともに、交付を

受けた補助金の一部を返還しなければならない。

(実績報告書)

第9条 設置者は、減免措置を完了した後15日以内に、実績報告書（第8号様式）を市長に提出するものとする。

(証拠書類の備付け等)

第10条 補助金の交付を受けた設置者は、保育料等の減免をしたことを明らかにした証拠書類を備えておかなければならない。

2 市長は、補助金の交付に関し必要と認めたときは、前項の書類の提出を求めることができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月7日）

この要綱は、平成23年4月8日から施行し、改正後の弥富市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成23年9月30日）

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年9月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の弥富市要綱の規定に基づいて作成されている様式の内紙は、改正後の弥富市要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成24年5月31日）

この要綱は、平成24年6月1日から施行し、改正後の弥富市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成25年6月4日）

この要綱は、平成25年6月5日から施行し、改正後の弥富市私立幼稚園就園奨励

費補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成26年5月8日）

この要綱は、平成26年5月9日から施行し、改正後の弥富市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成27年5月13日）

この要綱は、平成27年5月14日から施行し、改正後の弥富市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成28年5月10日）

この要綱は、平成28年5月11日から施行し、改正後の弥富市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成29年5月11日）

この要綱は、平成29年5月12日から施行し、改正後の弥富市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成30年5月8日）

この要綱は、平成30年5月9日から施行し、改正後の弥富市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（令和元年5月9日）

この要綱は、令和元年5月10日から施行し、改正後の弥富市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

別表第1（第2条関係）

兄・姉が小学校1～3年生以外の場合の補助限度額

区分		補助 対象 経費	補 助 限 度 額 (単位：円)		
			第1子	第2子	第3子以降
			1人就園している場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児
I	生活保護法による被保護世帯	入園料、 保育料の 合計額	308,000	308,000	308,000
II	当該年度に納付すべき市民税が非課税である世帯及び当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税である世帯		272,000 (308,000)	308,000	308,000
III	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯		187,200 (272,000)	247,000 (308,000)	308,000
IV	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,101円以上211,200円以下の世帯		62,200	185,000	308,000
V	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が211,201円以上の世帯		8,000	154,000	308,000

別表第2（第2条関係）

兄・姉が小学校1～3年生の場合の補助限度額

区分		補助対象経費	補助限度額（単位：円）	
			第2子	第3子以降
			小学校1～3年生の兄・姉を1人有しており、就園している場合の最年長者	小学校1～3年生の兄・姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1～3年生の兄・姉を2人以上有している園児
I	生活保護法による被保護世帯	入園料、保育料の合計額	308,000	308,000
II	当該年度に納付すべき市民税が非課税である世帯及び当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税である世帯		308,000	308,000
III	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯		247,000 (308,000)	308,000
IV	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,101円以上211,200円以下の世帯		185,000	308,000
V	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が211,201円以上の世帯		154,000	308,000

別表第1及び別表第2において

- 1 上記の市民税の所得割課税額（基準（上限）額）は、夫婦（片働き）と16歳未満の子ども2人の世帯の場合の金額であるため、それ以外の世帯構成である場合などは別添に読み替えること。
- 2 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する（夫婦共働きであれば両方の合算額）。
- 3 所得割課税額については、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による住宅借入金等特別税額控除等の適用前の額とする。
- 4 途中入退園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する（100円未満を四捨五入する。）。

補助限度額×（平成31年4月から令和元年9月までの保育料（以下「前期分保育料」という。）の支払月数）÷12

- 5 実際の支払額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。入園料と保育料については、次の算式を参考に実額を算出して、補助限度額と比較の上、補助額を決定する（100円未満を四捨五入する。）。

(1) 入園料

入園料×前期分保育料の支払月数÷年間在籍月数

(2) 保育料

保育料×前期分保育料の支払月数

- 6 同一世帯に2人以上の園児及び小学校1～3年生の兄・姉がいる場合、別表第1により算定した額と別表第2により算定した額とのいずれか多い額とする。ただし、同一世帯において、別表第1と別表第2を組み合わせることはできないものとする。
- 7 別表第1又は別表第2の適用に当たって、園児の兄又は姉が就学前児童で、保育所若しくは認定こども園又は特別支援学校の幼稚部に在園する場合又は知的障害児通園施設若しくは難聴幼児通園施設若しくは肢体不自由児施設の通園部又は児童心理治療施設の通所部に通う場合又は児童デイサービスを利用する場合は、同時就園とみなす。
- 8 市民税所得割課税額77,100円以下の世帯に限り多子計算に係る年齢制限を

撤廃し、カウント対象となる兄・姉に年齢の上限は設けない。

- 9 市民税の所得割課税額が77,100円以下のひとり親世帯等の補助限度額については、()内の額とする。
- 10 9のひとり親世帯等とは、保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が次に該当する世帯とする。
- (1) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)
 - (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項及び第2項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者
 - (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)
 - (4) 養育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)の規定により養育手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)
 - (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)
 - (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に規定する特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅の者に限る。)
 - (7) 国民年金法(昭和34年法律第141号)に規定する国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者(在宅の者に限る。)
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

別添

令和元年度第Ⅲ階層の場合

19歳未満の扶養親族の数 (平成12年1月2日以降生まれ)			基準（上限）額
	16歳未満(平成15年1月2日以降生まれ)	16歳以上19歳未満(平成12年1月2日～平成15年1月1日生まれ)	市民税所得割課税額 (円)
0人	0人	0人	34,500
1人	1人	0人	55,800
2人	1人	1人	66,900
	2人	0人	77,100
3人	1人	2人	78,000
	2人	1人	88,200
	3人	0人	98,400
4人	1人	3人	89,100
	2人	2人	99,300
	3人	1人	109,500
	4人	0人	119,700
5人	1人	4人	100,200
	2人	3人	110,400
	3人	2人	120,600
	4人	1人	130,800
	5人	0人	141,000

※扶養親族が6人以上の場合は、別に定める。

令和元年度第Ⅳ階層の場合

19歳未満の扶養親族の数 (平成12年1月2日以降生まれ)			基準（上限）額
	16歳未満(平成15年1月2日以降生まれ)	16歳以上19歳未満(平成12年1月2日～平成15年1月1日生まれ)	市民税所得割課税額 (円)
0人	0人	0人	171,600
1人	1人	0人	191,400
2人	1人	1人	198,600
	2人	0人	211,200
3人	1人	2人	205,800
	2人	1人	218,400
	3人	0人	231,000
4人	1人	3人	213,000
	2人	2人	225,600
	3人	1人	238,200
	4人	0人	250,800
5人	1人	4人	220,200
	2人	3人	232,800
	3人	2人	245,400
	4人	1人	258,000
	5人	0人	270,600

※扶養親族が6人以上の場合は、別に定める。